# 第２次熱海市男女共同参画推進計画

令和８年３月　第２版

熱　海　市

# はじめに

少子高齢化と人口減少、そして、人生100年時代の到来など、日本を取り巻く社会環境は刻々と変化しています。また、ライフスタイルや価値観の多様化によって、社会は転換期を迎えているとも言われています。

加えて、令和2年に全世界にまん延した新型コロナウイルス感染症に起因する様々な問題は、人々の生活に大きな影響をもたらしています。

このような中、将来にわたり持続可能な社会と経済を構築するためには、一人一人の多様な生き方が尊重され、年齢や性別にかかわりなく、誰もが個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現が必要不可欠であります。

熱海市はこれまで、平成12年に「熱海市女性行動計画“男女が共に輝くあたみ21プラン”」を策定し、その後、平成14年に「熱海市男女共同参画推進条例」の制定、平成26年には「熱海市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでまいりました。

今回策定しました「第2次熱海市男女共同参画推進計画」では、これまでの施策と課題を踏まえながらも時代の変化に対応し、様々な場面において性別に捉われることなく個性と能力が認められ、活躍できる社会の実現を目指してまいります。

今後、市民の皆様はもとより、各種関係団体等との連携を深めながら本計画を推進してまいりますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大な御尽力をいただきました熱海市男女共同参画推進会議委員の皆様をはじめ、男女共同参画社会の意識に関するアンケート調査に御協力いただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

熱海市長　齊藤　栄

# はしがき（第2版）

このたび、第2次熱海市男女共同参画推進計画は、3年を経て、第2版として改訂する運びとなりました。

初版の発行以降、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の2類相当から5類感染症への移行といった社会情勢の変化、及び各統計における数値等が更新されました。本改訂版では、これらの変更点を計画書に適切に反映させ、より時代に合わせた、最新の内容とすることを目的としています。

主な改訂点は以下のとおりです。

1 各統計等について、可能な限り最新のものに変更しました。

2 新型コロナウイルス感染症に関連した項目を変更しました。

3 市の機構改革に伴い、課名を置き換えました。

4 男女共同参画社会基本法の改正に伴い、改正後の条文に置き換えました。

5 文言をより時代に合わせた表現に変更したほか、説明を付加した方がよいと思われる部分について加筆しました。

令和8年3月

# 目次


## 第1章 計画策定にあたって..... 1

1 計画の目的 ..... 1
2 基本理念 ［熱海市男女共同参画推進条例第3条］ ..... 3

## 第2章 計画の位置づけ ..... 4

1 計画の位置づけ ..... 4
2 法令及び関連計画との整合性 ..... 4
3 計画期間 ..... 4

## 第3章 熱海市における男女共同参画の現状..... 5

1 人口の状況 ..... 5
2 世帯の状況 ..... 6
3 女性の就業の状況 ..... 7
4 男女共同参画社会の意識（令和7年度市民アンケートの結果） ..... 9
5 市民アンケート結果から抽出される課題 ..... 13
6 就労環境の変化 ..... 13

## 第4章 基本目標と施策の方針・展開 ..... 15

基本目標1 あらゆる場面における女性の参画拡大 ..... 15
基本目標2 ジェンダーにとらわれない労働環境とワーク・ライフ・バランスの推進 ..... 22
基本目標3 誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会の実現 ..... 27

## 第5章 推進体制の整備、強化 ..... 33

1 男女共同、多様性社会についての意識、実態調査 ..... 33
2 指標 ..... 34

## 第6章 参考資料..... 35

1 第2次熱海市男女共同参画推進計画の策定経過 ..... 35
2 熱海市男女共同参画推進会議委員 ..... 36
3 熱海市男女共同参画推進会議諮問書 ..... 37
4 熱海市男女共同参画推進会議答申書 ..... 38
5 男女共同参画社会基本法 ..... 39
6 静岡県男女共同参画推進条例 ..... 46
7 熱海市男女共同参画推進条例 ..... 51
8 用語解説 ..... 57

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の目的

性別の違いは生まれながらにあり、身体的特徴や体力にも差があります。生まれながらの性別により、服装や髪形などのファッション、言葉遣い、職業選択、家庭や職場での役割や責任の分担といったあらゆる場面で固定的な観念を決めつけることや自分の希望する生き方ができないことが課題となっており、そうした考え方が日本国内では依然として残っているのが実状です。

ジェンダーと言われる社会的、文化的に作り出された性別による役割や慣習は多様化しており、一人一人の意識によって変えていくことができます。ジェンダー格差が大きい日本社会では、まだまだ「男女」という枠組みでも、未だ女性と男性が平等に扱われているとは言えずこの問題が大前提とされていますが、ジェンダーは「男女」という二つに分けきれないことや、性の在り方の多様性も認識していかなければなりません。

男女共同参画社会は、行政が法や制度を整えるだけではなく、市民一人一人が参加してはじめて実現できます。男性女性の二分はもとより、あらゆる多様性を容認し、包摂（排除することの反対で、手を差し伸べて仲間にすること）することで本市が更なる発展を遂げる源泉となり得ます。他者に対し、文句や注文を付けたり、排除するようでは本当に住み良い地域、誰もが幸せに暮らせる社会にはなりません。

また、トラブルを恐れるあまり「言うべきことを言わない、言えない」のでは、相手との信頼関係や絆も上辺だけのものとなります。多様な人が存在し、意見が異なるのは当たり前の世の中に移り変わっています。自分の意見を主張すると、摩擦が生じることもありますが、様々な一人一人の「想い」を行動につなげるためには、合意形成が必要です。合意形成は、手間や時間が掛かるかもしれませんが、対話によって作り出されます。それぞれの場面で個人がその能力を十分に発揮し、互いの違いを認め合い対話によって解決を導き出せることが理想とする社会です。

この計画では、地域づくりや働く場など、様々な場面において、女性の意見を取り入れ、反映し、意思決定過程への参画を促進するとともに、男女の性別に捉われることなく個性・能力

が認められ適材適所で活躍できる社会の実現を目指しています。

**参加＝活動に参加する**
**参画＝個性・能力を発揮し、自分の意見が言える場に参加する**
**自分の意見が反映される**

男女共同参画の問題は、職場、地域、家庭などそれぞれの環境が上手くいっていると感じられれば気が付きにくい課題です。しかし、問題や課題意識のある本人だけではなく、周りにいる方も皆が自分事として捉え、意識を変え、行動に移さないと解消されない問題です。

これまで、日本で性別役割分業が機能したのは、人口が増え続けていて男性人口だけでも経済成長に必要な働き手を確保できていた時代です。今後、人口は減り続くことが予想され、2035年には働き手が384万人不足するとも言われており、これまでどおりの働き方や住まい方では経済・社会の活性化が難しくなっています。体力のある男性の長時間労働や女性が家事育児などの家庭を守るなど、これまでの固定的な慣例や制度を見直し、地域の方が総出で活躍することが期待されます。そして、男性も女性も家庭生活を大事にし、生活を基盤に仕事でも活躍できるといった働き方として変えていくことが大切です。

また、偏見で思うように行動できなかった方や守られる立場と見られていた方も含め、誰もが平等に自分の意思でやりたいことができる環境にすることが、持続可能な都市、持続可能な経済の土台となります。

※2035年には働き手が384万人不足…パーソル総合研究所・中央大学「労働市場の未来推計2035」（2024年10月）

## 2 基本理念　［熱海市男女共同参画推進条例第3条］

この計画では、熱海市男女共同参画推進条例第3条に定められた5つの基本理念を基に、施策を策定し計画を推進します。

(1) 男女の人権の尊重

社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個々に能力を大いに発揮する機会が確保されるとともに、その他の男女の人権が尊重されなければならない。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会におけるあらゆる活動の選択を阻害する要因とならないよう配慮されなければならない。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市、事業者その他団体における政策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立支援

男女がお互いに協力し、責任も共に担い、育児、介護、その他の家庭生活における活動と職業生活それ以外の活動に対等に参画し、これらの両立が円滑になされるよう配慮されなければならない。

(5) 国際社会との協調

男女共同参画社会づくりの推進は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを理解し、協調して行わなければならない。

# 第2章　計画の位置づけ

## 1　計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものです。

この計画の「基本方針4　雇用における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」に関連する部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。

この計画の「基本方針7　心と体の健康保持の推進」に関連する部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

## 2　法令及び関連計画との整合性

この計画は、男女共同参画社会基本法、国の男女共同参画基本計画及び静岡県男女共同参画基本計画を踏まえ、熱海市総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

また、これまでの「熱海市男女共同参画推進計画（平成26年度から令和3年度）」を継承し、社会情勢の変化に伴う所要の見直しを行い、発展させています。

## 3　計画期間

この計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とします。なお、国内外の動向や社会経済の情勢の変化などに適切に対応し、必要な見直しを行ないます。

# 第3章　熱海市における男女共同参画の現状

## 1　人口の状況

### (1) 国勢調査における年齢3区分別人口

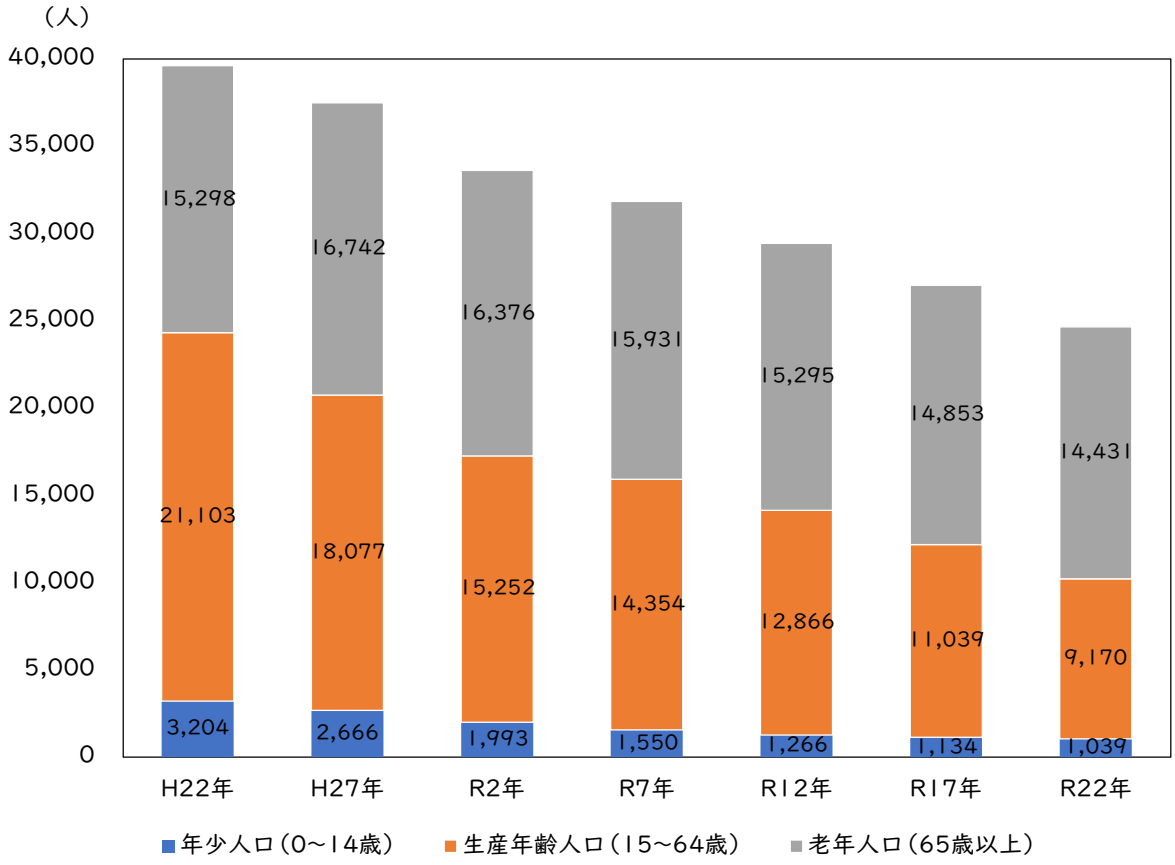


### (2) 熱海市統計書における人口動態の推移

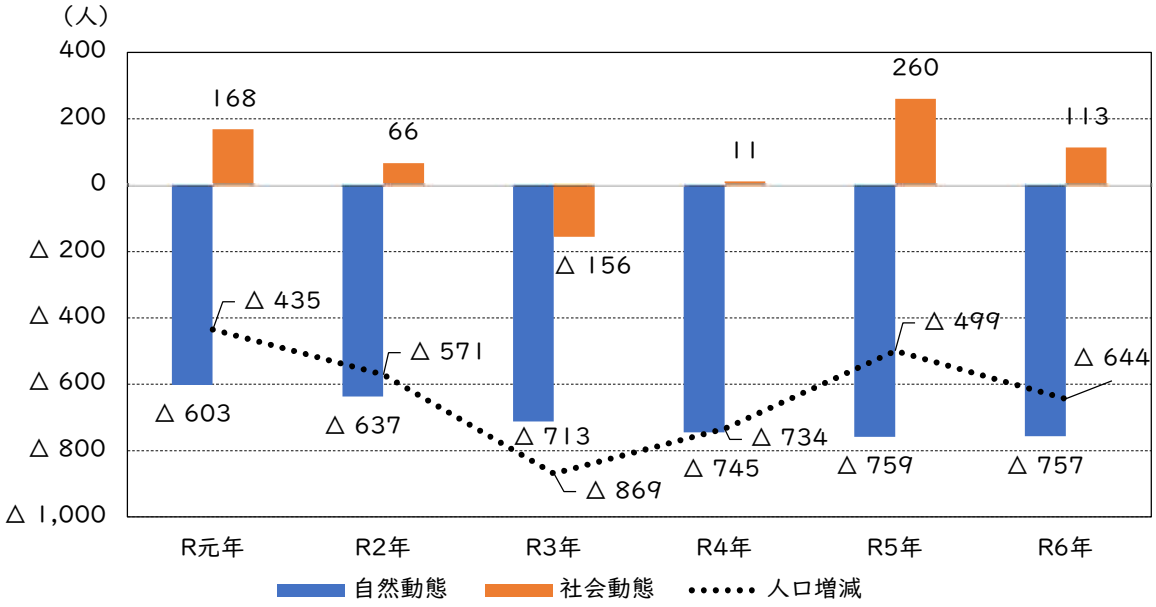

## 2 世帯の状況

### (1) 熱海市統計書における世帯数の推移

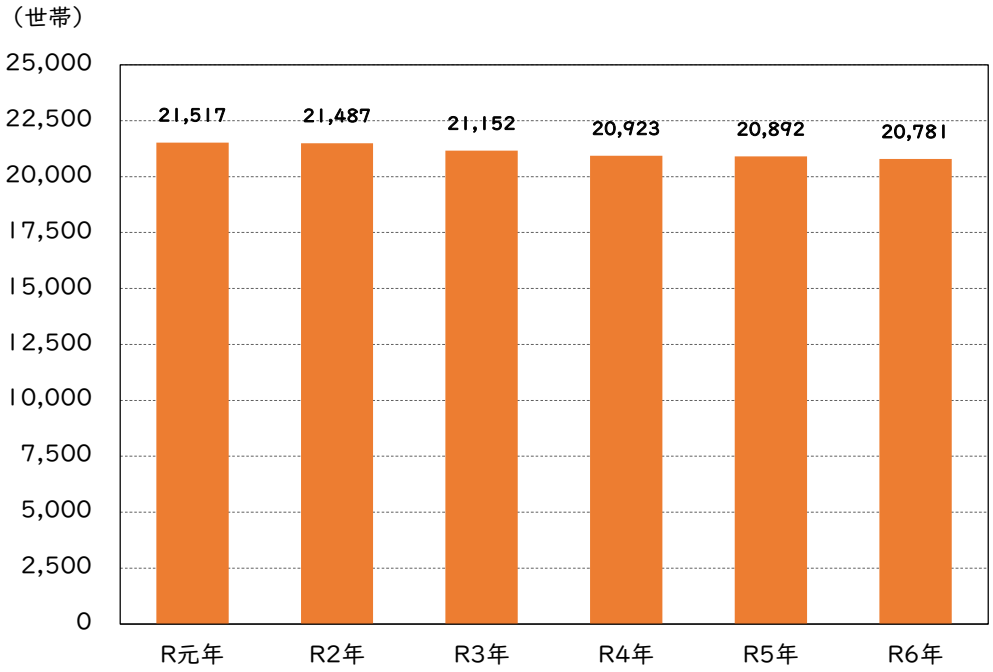


### (2) 人口動態統計における婚姻・離婚の推移

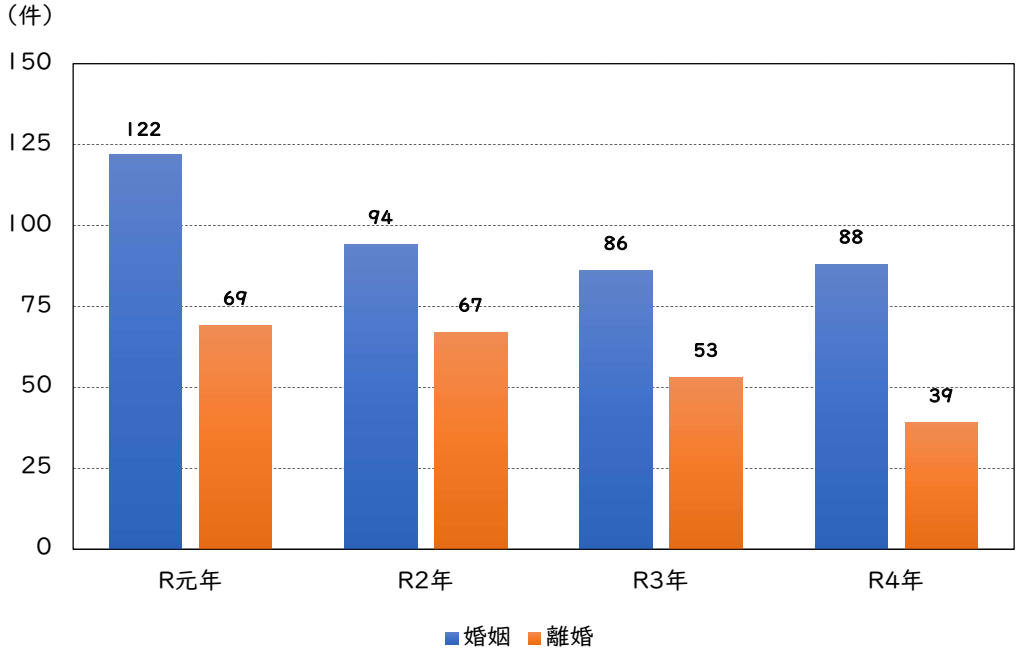

## 3 女性の就業の状況

(1) 国勢調査による女性の年齢別の労働力率

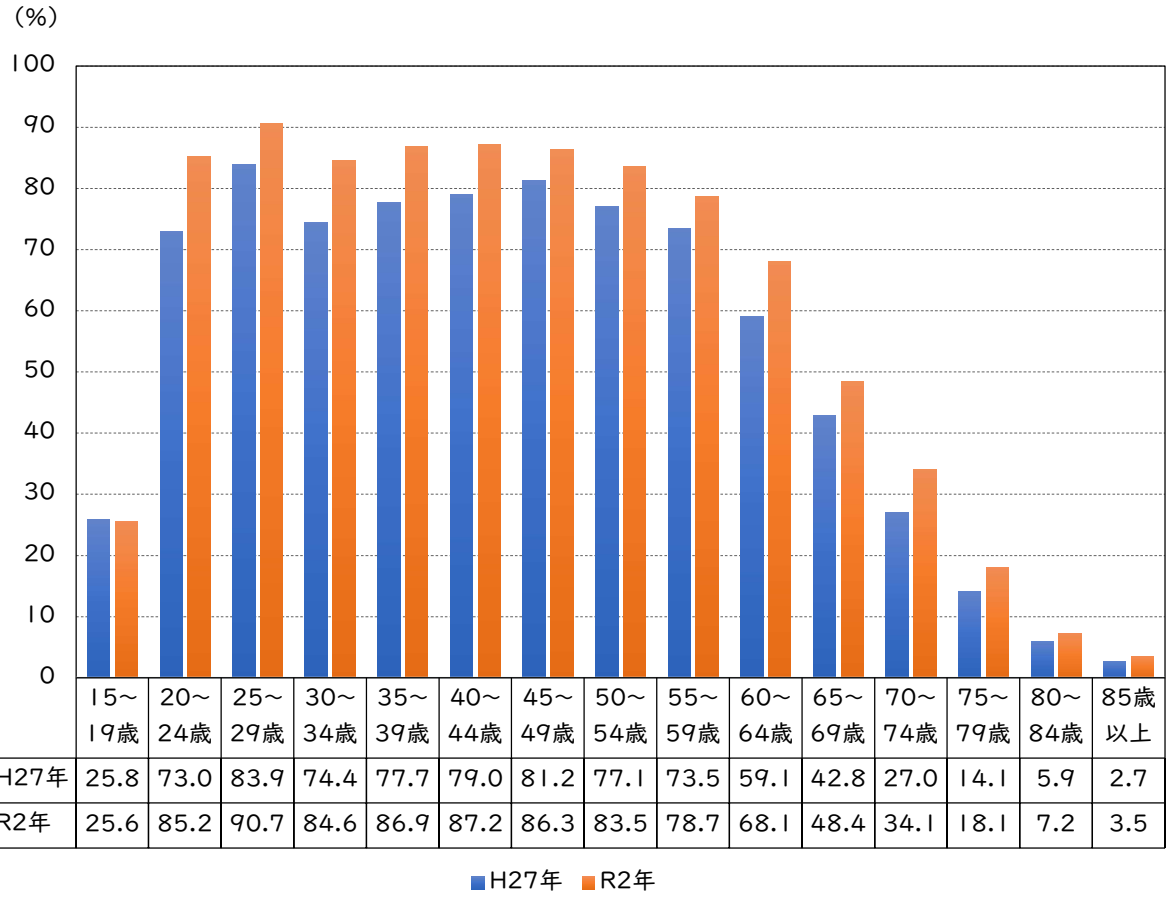


| | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85歳以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| H27年 | 25.8 | 73.0 | 83.9 | 74.4 | 77.7 | 79.0 | 81.2 | 77.1 | 73.5 | 59.1 | 42.8 | 27.0 | 14.1 | 5.9 | 2.7 |
| R2年 | 25.6 | 85.2 | 90.7 | 84.6 | 86.9 | 87.2 | 86.3 | 83.5 | 78.7 | 68.1 | 48.4 | 34.1 | 18.1 | 7.2 | 3.5 |

## (2) 国勢調査による共働き世帯・比率

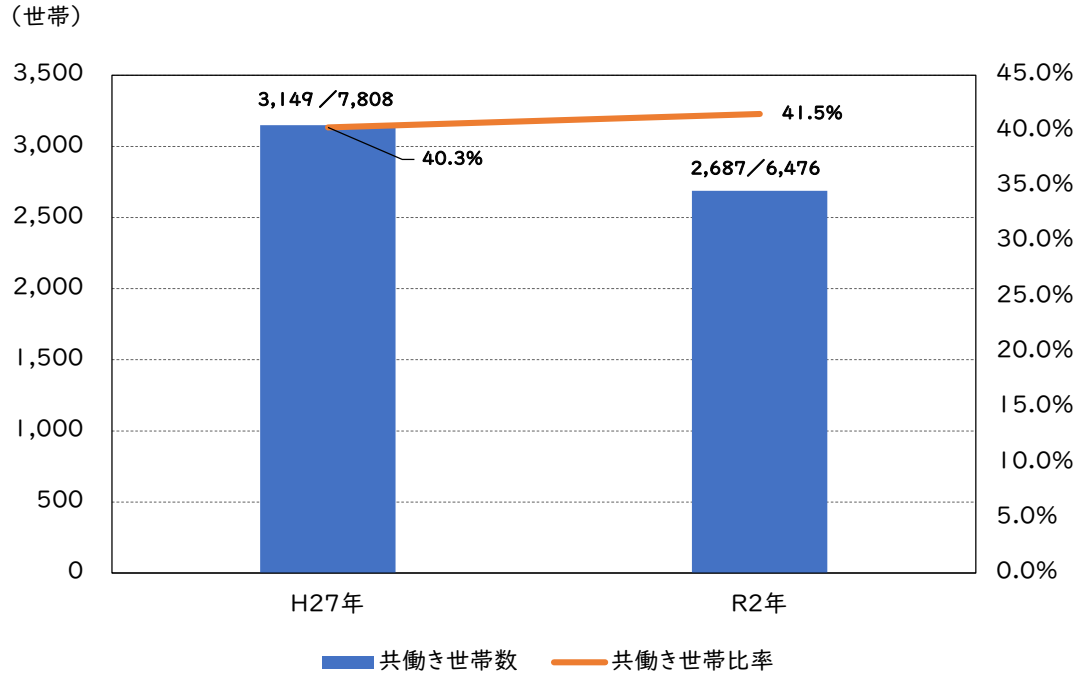


## (3) 国勢調査による女性の管理的職業従事者数

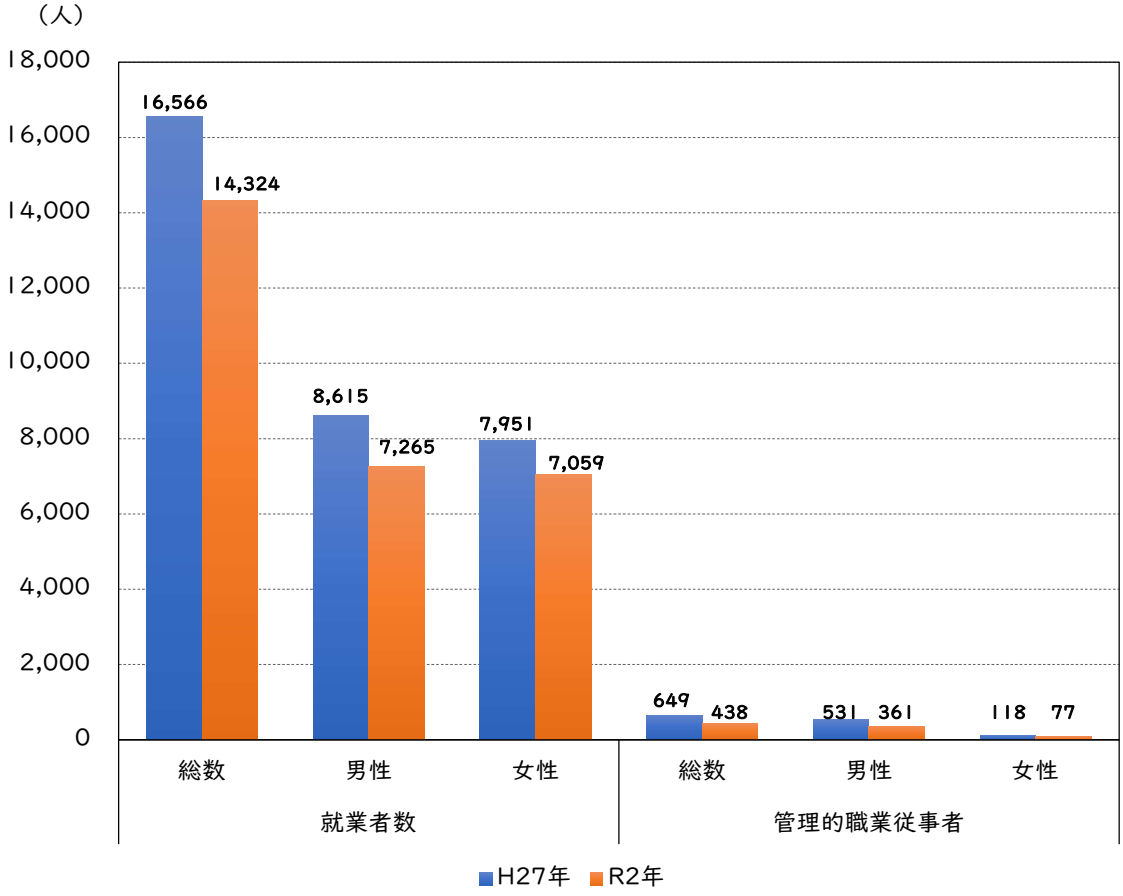

## 4 男女共同参画社会の意識（令和7年度市民アンケートの結果）

(1) 設問：性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されていると思いますか？

| 区分 | | 思う | どちらかといえば思う | どちらかといえば思わない | 思わない | 無回答 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | | 62 | 271 | 362 | 143 | 25 | 863 |
| 性別集計 | 男 | 38 | 134 | 150 | 58 | 12 | 392 |
| | 女 | 24 | 135 | 207 | 83 | 12 | 461 |
| | その他 | 0 | 1 | 4 | 2 | 0 | 7 |
| | 無回答 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 |

| 区分 | | 思う | どちらかといえば思う | どちらかといえば思わない | 思わない | 無回答 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | | 62 | 271 | 362 | 143 | 25 | 863 |
| 年齢集計 | 18,19歳 | 2 | 4 | 4 | 2 | 0 | 12 |
| | 20歳代 | 8 | 15 | 10 | 5 | 1 | 39 |
| | 30歳代 | 9 | 11 | 14 | 5 | 0 | 39 |
| | 40歳代 | 5 | 23 | 20 | 15 | 0 | 63 |
| | 50歳代 | 4 | 45 | 45 | 14 | 0 | 108 |
| | 60歳代 | 8 | 47 | 78 | 25 | 4 | 162 |
| | 70歳以上 | 26 | 126 | 191 | 75 | 19 | 437 |
| | 無回答 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 |

「思う」「どちらかといえば思う」と回答した方は、全体で39%であり、20歳代は59%、60歳代は34%となりました。

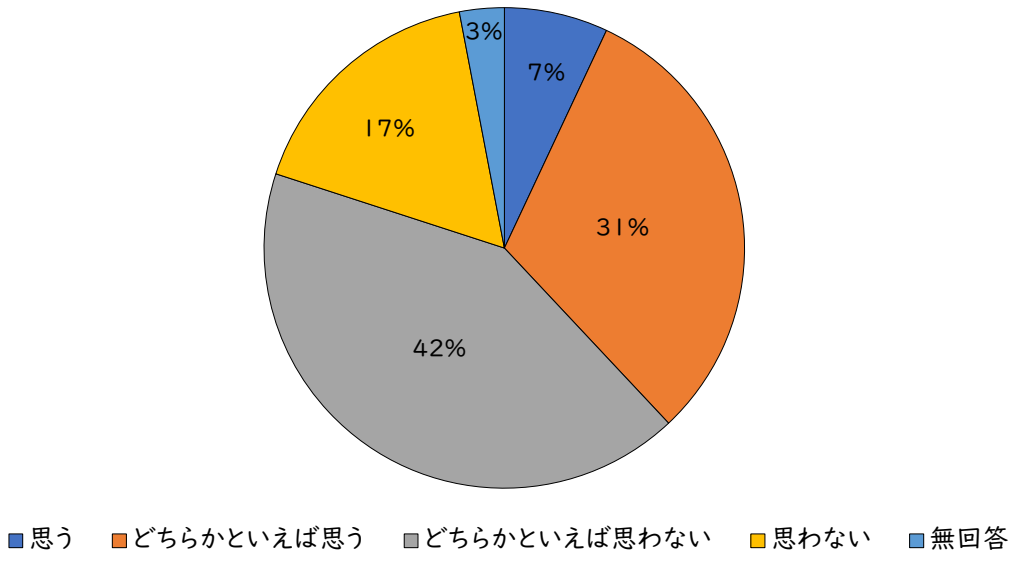

(2) 設問：性別による役割分担を固定的に考えることについて、どのように思いますか？

| 区分 | | 反対 | どちらかといえば反対 | どちらかといえば賛成 | 賛成 | 無回答 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | | 155 | 363 | 281 | 39 | 25 | 863 |
| 性別集計 | 男 | 77 | 143 | 139 | 22 | 11 | 392 |
| | 女 | 77 | 215 | 141 | 15 | 13 | 461 |
| | その他 | 1 | 4 | 1 | 1 | 0 | 7 |
| | 無回答 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 |

| 区分 | | 反対 | どちらかといえば反対 | どちらかといえば賛成 | 賛成 | 無回答 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | | 155 | 363 | 281 | 39 | 25 | 863 |
| 年齢集計 | 18,19歳 | 4 | 6 | 2 | 0 | 0 | 12 |
| | 20歳代 | 9 | 13 | 13 | 3 | 1 | 39 |
| | 30歳代 | 10 | 18 | 9 | 1 | 1 | 39 |
| | 40歳代 | 8 | 32 | 20 | 2 | 1 | 63 |
| | 50歳代 | 10 | 52 | 39 | 7 | 0 | 108 |
| | 60歳代 | 29 | 77 | 46 | 8 | 2 | 162 |
| | 70歳以上 | 85 | 164 | 151 | 18 | 19 | 437 |
| | 無回答 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 |

「反対」「どちらかといえば反対」と回答した方は、年齢集計の階層で56%台から83%台であり、階層によっては、26%以上の差が見られました。

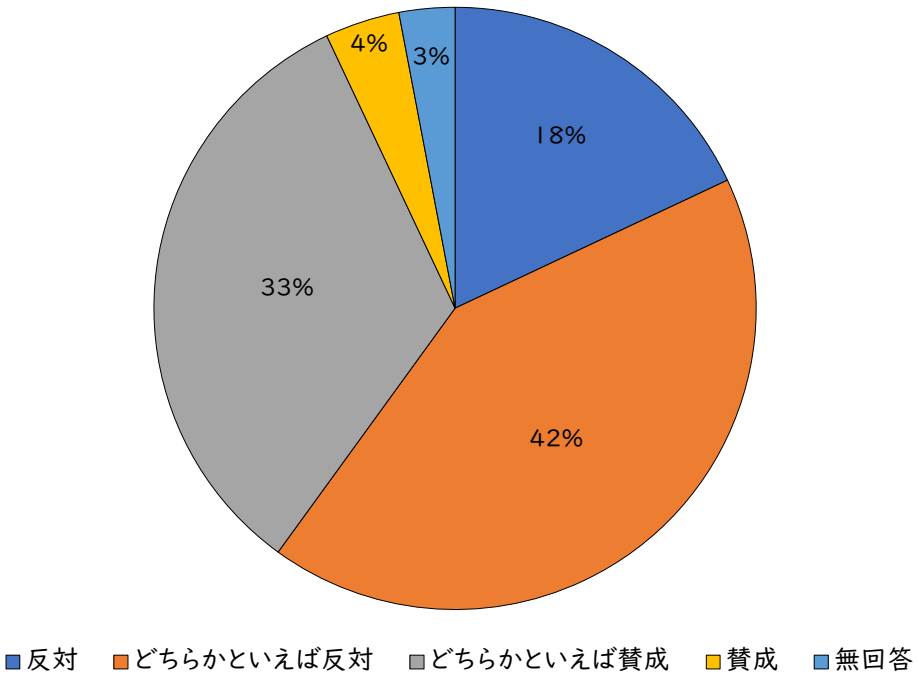

(3) 社会全体の男女の平等感において、どちらが優遇されていると思いますか？

| 区分 | | 平等 | 男性 | どちらかといえば男性 | 女性 | どちらかといえば女性 | 無回答 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | | 207 | 160 | 387 | 28 | 55 | 26 | 863 |
| 性別集計 | 男 | 117 | 60 | 155 | 20 | 33 | 7 | 392 |
| | 女 | 89 | 98 | 229 | 8 | 19 | 18 | 461 |
| | その他 | 0 | 2 | 3 | 0 | 2 | 0 | 7 |
| | 無回答 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 |

| 区分 | | 平等 | 男性 | どちらかといえば男性 | 女性 | どちらかといえば女性 | 無回答 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | | 207 | 160 | 387 | 28 | 55 | 26 | 863 |
| 年齢集計 | 18,19歳 | 2 | 1 | 8 | 0 | 1 | 0 | 12 |
| | 20歳代 | 15 | 6 | 9 | 2 | 6 | 1 | 39 |
| | 30歳代 | 8 | 9 | 16 | 1 | 5 | 0 | 39 |
| | 40歳代 | 16 | 6 | 28 | 4 | 9 | 0 | 63 |
| | 50歳代 | 28 | 20 | 41 | 8 | 9 | 2 | 108 |
| | 60歳代 | 29 | 32 | 85 | 4 | 11 | 1 | 162 |
| | 70歳以上 | 108 | 85 | 200 | 9 | 14 | 21 | 437 |
| | 無回答 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |

「男性」「どちらかといえば男性」と回答した方は、性別集計・年齢集計共に無回答を除く階層で39%から75%であり、階層によっては、36%以上の差が見られました。

「男性」「どちらかといえば男性」と回答した男性は54.8%、女性は70.9%でした。

「平等」と回答した方は、性別集計・年齢集計共に無回答を除く階層で16%台から38%台であり、階層によっては、21%以上の差が見られました。

「平等」と回答した男性は29.8%、女性は19.3%でした。

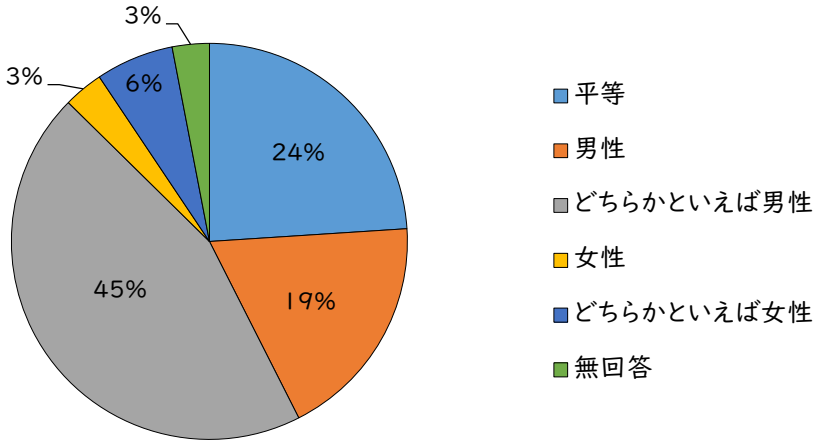

(4) あなたは「LGBT」や「LGBTQ」という言葉を知っていますか？

| 区分 | | 意味も含め知っている | 意味は知らないが、聞いたことがある | 知らない | 答えたくない | 無回答 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | | 480 | 185 | 169 | 7 | 22 | 863 |
| 性別集計 | 男 | 234 | 71 | 73 | 5 | 9 | 392 |
| | 女 | 240 | 113 | 94 | 2 | 12 | 461 |
| | その他 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| | 無回答 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 |

| 区分 | | 意味も含め知っている | 意味は知らないが、聞いたことがある | 知らない | 答えたくない | 無回答 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | | 480 | 185 | 169 | 7 | 22 | 863 |
| 年齢集計 | 18,19歳 | 7 | 4 | 1 | 0 | 0 | 12 |
| | 20歳代 | 30 | 4 | 4 | 0 | 1 | 39 |
| | 30歳代 | 30 | 6 | 3 | 0 | 0 | 39 |
| | 40歳代 | 48 | 9 | 5 | 1 | 0 | 63 |
| | 50歳代 | 77 | 20 | 10 | 0 | 1 | 108 |
| | 60歳代 | 117 | 21 | 21 | 1 | 2 | 162 |
| | 70歳以上 | 171 | 121 | 123 | 5 | 17 | 437 |
| | 無回答 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 3 |

「意味も含め知っている」と回答した方は、年齢集計の階層で39%台から76%台であり、階層によっては、37%以上の差が見られました。

「意味も含め知っている」と回答した20歳代と30歳代は76.9%、70歳以上は39.1%でした。

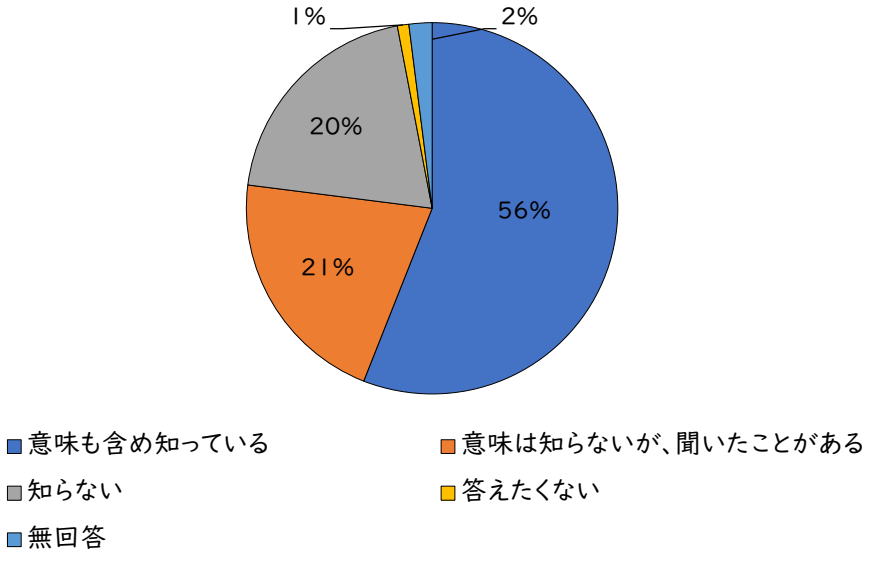

## 5 市民アンケート結果から抽出される課題

「性別による役割分担を固定的に考えること」については、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した割合は、60%であり、固定的な性別役割分担意識について、半数以上が否定的な考えになっていると言えます。

一方で、「性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保さているか」については、「思う」「どちらかといえば思う」と回答した割合は、38%にとどまります。

さらに、「社会全体の男女の平等感において、どちらが優遇されているか」については、「平等」と回答した割合が24%と低く、「男性」「どちらかといえば男性」と回答した割合が64%と高い結果となり、男女共同参画の意識はあるものの、実態が即していないことから、この乖離を埋めていくことが必要となります。

また、「LGBT・LGBTQという言葉を知っているか」については、「意味も含め知っている」と回答した割合が、70歳以上では39%ですが、20歳代と30歳代では77%となり、世代間で差異が見られます。言葉の意味だけでなく、多様な性について尊重し、理解の浸透を進めることが大切です。

## 6 就労環境の変化

本市の主要産業は観光であることから、対面型の就労形態が大半を占めるところであります。しかし、業種によっては、コロナ禍を契機に働き方に変化が生じ、オンラインの活用などによる在宅勤務が導入されています。在宅勤務により、家庭でのストレスが増え、家族間のDV（ドメスティック・バイオレンス）につながるとして問題視されています。

また、働く女性が在宅勤務によって、自宅にいる時間が増加したことに起因して女性の家事・育児・介護の負担増加も懸念されています。

一方で、在宅勤務により男性も家事・育児に参画する時間が増えることからワーク・ライフ・バランスの実現や移住による、地方の経済活性化のチャンスともなり得る機会であるとも言えます。

在宅勤務が少ない観光地においてもこれらの生活様式をプラスに作用させ、社会の根底にある固定的な性別役割分担の意識や制度等を見直す好機とするため、職場・家庭・地域

等での男女共同参画の視点に立つことが必要となっています。

# 第4章　基本目標と施策の方針・展開

## 基本目標１　あらゆる場面における女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、ジェンダー平等の実現と社会のあらゆる分野における政策・方針の立案及び決定過程に男女が対等な立場で参画し、多様な視点が反映されることが重要です。誰もが個性と能力を発揮し、いきいきと生活できる社会の実現を目指し、女性の主体的な参画を図っていく必要があります。

### 基本方針１　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

＜現状と課題　・　今後の方向性＞

政府は、国の審議会等委員等に占める女性の割合を、2025年までに40%以上、60%以下とする成果目標を設定しています。（内閣府男女共同参画局）

本市においては、各種審議会等の女性登用率は26.8%となっており（令和7年12月11日現在）静岡県内市町の審議会等に占める女性の割合30.0%（令和6年4月1日現在）を下回っています。現在活動している54団体のうち女性が委員長・会長である委員会等は3団体、女性委員がまったくいない委員会等は18団体あります。

市の政策や方針は、市民一人一人の生活に大きな影響を与えます。政策・方針等の決定過程における女性の参画は、市民の意見を公平公正に反映するために、非常に重要です。そもそも男性が多い団体への推薦依頼やいわゆる「当て職」による委員選出の見直し、公募制の採用拡大、各種団体などに対する女性割合の確保に関する依頼などの取り組みを積極的に進めていく必要があります。

ただし、数値目標の達成のみを主眼とせず、女性の自主性、自立性を発揮できる仕組みの構築を目指します。

事業所等でも女性の管理職の割合はいまだ低い水準にあり、女性活躍を一層進めるためには、管理職への登用だけでなく、継続就労の動機付けや管理職へのキャリアアップとそれに見合った評価（報酬）の道筋を明確にした人材育成等、「定着」や「育成」という視点を含んだ中長期的な支援体制が必要とされていることから、企業向けのセミナーや働きかけを行っていきます。

目標数値にこだわるあまり、適正なキャリア教育やスキルが身に付かないまま配属・昇任させられる、もしくは、働き続ける女性は「家庭を顧みないキャリア重視」「男性より優秀である」と本来の能力より上に見てしまうなど、必要以上に本人や周囲に「女性だから」と思わせる扱いも、一種のジェンダーギャップとなり得ます。

＜主な施策＞

| No. | 内容 | 関係課 |
|---|---|---|
| 1 | 社会活動の多様な分野で活躍する女性や若者の人材データを収集・整理し、各種委員選出時に委員候補者として女性委員の登用を推進します。 | 地域協働課 |
| 2 | 働く世代や若年層、育児・介護で家を離れられない方に対し、意思決定の場や市政への参画機会を広げるため、ウェブ会議やSNSの活用を推進します。 | 地域協働課 |
| 3 | 政治分野や女性役員の登用が進んでいない要因の調査を進め、女性活躍に積極的に取り組む企業への評価を推進します。 | 地域協働課 |
| 4 | 「広報あたみ」をはじめとする、多様な媒体を活用し、「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」、「男女共同参画の日（静岡県）」等を中心に、広報・啓発活動を展開します。 | 地域協働課 |
| 5 | 国や静岡県の動向や全国の地方自治体、民間団体などに関する男女共同参画に関する情報や各種統計データを幅広く収集します。 | 地域協働課 |
| 6 | 女性ワーキング・グループによる交流、仲間づくりをきっかけに地域にある女性の課題を洗い出し、学び・実践・ケアの場の創設を目指します。 | 地域協働課 |

## 基本方針2 地域における男女共同参画の推進

＜現状と課題 ・ 今後の方向性＞

人口の減少や高齢化は地域活動へも影響を及ぼし、活動の担い手不足や役員のなり手が見つからないなど危機感を持つ団体もあるかと思います。町内会やPTA、ボランティア団体等の身近な団体では、女性が多く活動しているにもかかわらず、会長職等をはじめとした役職の多くは男性が占めている状況にあります。

地域の課題解決や行事には、世帯主の男性が参加するといった世帯単位の発想から脱却する必要があります。女性や子育て世代、学生などより多くの多様な人が意思決定の場へ参画できるよう、活動する時間帯を工夫することで、様々な視点による活動内容の精査や課題の解決につながると考えます。

自分の希望や能力に応じて何らかの役割を果たすことは、自身の自己肯定感や有用感を育むことにつながります。意思決定の場に出て意見を言うことへの抵抗感を無くし、責任を達成したときの成功体験など、地域社会の一員としての「経験」や「慣れ」の機会を増やすことが第一歩となります。

地方では、近年若者の大都市圏への転出超過が増大しています。地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的や理由として、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられています。その背景としては、固定的な役割分担意識等が根強く存在しており、女性の居場所と出番を奪っていることや、やりがいが感じられず働きにくい環境であること等が考えられます。魅力的な地域、十分な所得とやりがいのある仕事ができ、家族と共に暮らしやすい、そうした地域であることが、持続可能な地域社会の発展につながります。

＜主な施策＞

| No. | 内容 | 関係課 |
|---|---|---|
| 1 | 多世代、多様な市民によるコミュニケーションが活発に行われ、女性や若者の声が地域づくりに反映されるよう意識啓発を進めます。 | 地域協働課 |
| 2 | まちづくり、地域防災、環境保全、青少年健全育成、PTA活動、ボランティア活動など様々な地域活動に、男女が共に地域社会の一員として参画できるよう支援します。 | 地域協働課 |
| 3 | 熱海市チャレンジ応援センターによる起業の支援や再就職等チャレンジしようとする人に役立つ情報や先駆的な活躍事例をホームページやパンフレット等により提供します。 | 観光経済課 |
| 4 | 男女共同参画の視点を持った団体等の拡充を目指し、様々な分野で活躍する団体等の活動を支援し、行政とのパートナーシップを築きながら連携を図っていきます。 | 地域協働課 |
| 5 | 自分や相手、一人一人の人権の尊重や命の大切さなど、発達段階に応じて学ぶことができるよう、学習指導の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 6 | 社会教育や生涯学習の重要性を浸透させ、学びの場でのつながりを支え合いや見守りの機会とし、人づくりや地域づくりに活かします。 | 生涯学習課 |
| 7 | ハザードマップや避難経路の確認、地域ごとの危険箇所を把握し、女性や子ども高齢者、障がいのある方が常に安心して暮らせる地域づくりを進めます。 | 危機管理課 |

## 基本方針3 防災・減災、復興における男女共同参画の推進

＜現状と課題 ・ 今後の方向性＞

行政における災害対応は、多岐にわたりますが、迅速な対応には限界があり、自主防災組織や消防団、ボランティアなど地域に住む人々が協働して取り組むことが不可欠です。その活動においては、避難所運営や在宅避難者への食糧や物資の提供といった初動段階の対応のほか、大規模災害時に避難所生活が長期化した際は、プライバシーの確保や男女のニーズの違い、年齢や障がい、持病の有無など地域に暮らす多様な人々の違いに配慮した災害対応体制や被災者支援が必要となっています。

平常時における地域活動の要職に女性が就く機会は依然として少ない状況です。地域活動には、世帯主である男性が参加することが多く、男性役員ばかりの場では、女性や若者が意見を出しにくく、決められた役割を担うことが多くあります。「自助」・「共助」の精神に基づき結成された自主防災組織では、基盤となる町内会などの担い手の高齢化や加入者の減少により、活動の硬直化・衰退が見られることから、女性や学生も主体的に役割を担うことが期待されます。

災害などの非常時には平常時における社会の課題が顕著になります。過去の大規模災害では、避難所生活での肉体的・精神的疲労の他に、課題や不安を抱え避難所にいられない方が、在宅避難や車中泊をすることでの物資や情報の不足、エコノミー症候群など体力の弱い高齢者や女性の関連死及び健康被害も問題となりました。

避難計画や避難所運営の意思決定の場に女性が参画し、女性の視点が入ることで被害全体の影響が縮小され災害に強い社会がつくられます。

＜主な施策＞

| No. | 内容 | 関係課 |
|---|---|---|
| 1 | 防災に関する計画やマニュアルに男女共同参画の視点を取り入れ、その策定段階において災害に深く関わる専門職や女性も活躍する団体からの参画を拡大します。 | 危機管理課 |
| 2 | 多様な団体との連携により、性別や年齢によって必要とされる物資の調達や支援体制を構築し、避難生活における安全・安心の確保に努めます。 | 危機管理課 |
| 3 | 女性が参加しやすい防災訓練、防災研修会を実施し、女性自らが判断して動ける力を身につけます。 | 危機管理課 |
| 4 | 地域で活躍する自主防災組織や職場の防災リーダーの育成を進めるとともに、女性防災リーダーが活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進します。 | 危機管理課 |
| 5 | 避難所は、現場の状況や利用者ニーズを踏まえ、施設の配置や照明など安全対策に配慮し、避難所生活での暴力や性犯罪を防止します。 | 危機管理課 |
| 6 | 被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援を円滑に実施し、復興の促進やコミュニティの維持を図ります。 | 長寿介護課 |
| 7 | 復興にあたり、住民との合意形成が重要となる場では、高齢者福祉や子育て環境など女性の視点を活かした住民主体のまちづくりを進めます。 | 都市整備課 |

## アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）

自分自身では気付いていないものの見方や捉え方のゆがみや偏りを指します。

- 女性であれば家事もきちんとするべき
- 女性が結婚で仕事を退職するのはおめでたいことである
- 家族の介護や子どものために仕事を休むのは女性の方がよい
- 受付対応、庶務や経理などの事務仕事を男性が行うのは違和感がある
- 定時で帰る人はやる気がない人と思う
- パートタイマーは「主婦が家計補助のために働いている」というイメージがある
- 女性は「気遣いが得意」「縁の下の力持ち」を強みとして周囲をサポートする
- 会議などで意見を強く主張する女性は自己顕示欲が強い
- 責任者や管理職など重要な役職は男性の方が適している
- 意欲のない女性を育成するのはコストがもったいないと思う
- 良いアイデアでも過去の成功事例がないと採用しない

これらは、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げていることから、男女共同参画の視点に立ち、見直していく必要があります。女性を取り巻く男性や家族、社会慣習だけではなく、女性自身も自分では気が付かないうちに捉われて、時には自分自身の可能性を狭めてしまうこともあります。

自分にとって都合の良い解釈や、新しいものを受け入れることから逃れる自己防衛がアンコンシャス・バイアスを生みます。新しい価値観や周りの変化を認めようとせず、周囲に押し付けると対人関係や組織の中で悪い要素が生まれ、弊害が起きやすくなると言われています。

## 基本目標2 ジェンダーにとらわれない労働環境と
## ワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化の進行や、今後の男女平等の価値観の浸透を考えると、女性や高齢者の就業率は高まるものと予測されます。

男性も女性も働きやすく、心豊かな生活環境を整えることが求められており、ワーク・ライフ・バランスを推し進める必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大が契機となった、テレワークの急速な普及は、長時間労働の見直しや、柔軟で多様な働き方への変革として、働く場での女性活躍や男性の家庭生活への活発な参画につなげる機会とすることが重要です。

### 基本方針4 雇用における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

＜現状と課題 ・ 今後の方向性＞

これまでの男女共同参画の取組では、働く女性の支援が強調されることが多いですが、女性だけではなく一緒に社会を担う男性がいかに当事者問題として考えるかが、男女平等社会の実現にとって重要となっています。

国民生活基礎調査によると、この30年間で1世帯当たりの平均所得は、増減を繰り返しながら減少の傾向で、共働きの世帯や働き方も多様化しています。少子化が進む理由の一つに子育て期における経済的不安が挙げられています。女性は非正規雇用として、家事・育児の合間に働く形態から、希望する夫婦が、共に安定雇用・安定収入を実現し、将来の経済的見通しを持つことが重要となってきており、子育て世帯が仕事にも子育てにも安心して従事できる環境の整備が必要不可欠となっています。

男性の長時間労働は、育児・家事・介護等への男性の主体的な参加を困難にし、結果として女性の仕事と生活の両立を妨げることにつながると同時に、男性自身の仕事と生活の調和を阻害する要因になっています。こうしたことから、事業者、労働者それぞれに対して、長時間労働の見直しに向けた意識啓発や、ワーク・ライフ・バランスの必要性の啓発に取り組んでいく必要があります。働き方改革は、残業時間が少なくなることや休暇が取得できるようにな

ることではなく、組織体制や社会ニーズが変化した場合でも、現場の職員が協力し合って、業務を効率化できる組織となることです。

デジタル化の進展に伴い男女共に働き方も大きく変わってきています。また、在宅勤務をはじめとするテレワーク等の取り組みも広がり、家庭で子育て中でも正規職員として働く環境が整いつつあります。男女間の賃金格差や職業差別への是正につなげるため、デジタルスキルの充実や金融に関する知識等の習得が多様な職種への挑戦にもつながります。

労働力人口の減少が本格化するなか、就労の在り方は、人材の定着・就業継続を可能にするという意味での「両立支援」から、個々の人材の能力発揮を促すという観点での「活躍支援」へと深化しつつあります。短期的な女性登用や障がいのある方の採用のみをもって取組を終わりとすることなく、多様な人材が真に活躍できる組織・社会づくりを目指すことが重要です。

＜主な施策＞

| No. | 内容 | 関係課 |
|---|---|---|
| 1 | 熱海で生まれ育った若者が定着し、高齢者や障がいのある方、再就職を目指す女性など地域で働く意欲のある方が就労でき、誰もが安心して活躍できる労働環境づくりを推進します。[第5次熱海市総合計画] | 観光経済課 |
| 2 | 非正規雇用における適正な処遇や労働条件を確保するため、労働基準法、パートタイム・有期雇用労働法などの周知に努めます。 また、雇用の安定や処遇の改善に向けて、正規雇用への転換も働きかけていきます。 | 観光経済課 |
| 3 | 静岡県の「男女共同参画社会づくり宣言（従業員の子育てや介護、個性と能力の発揮、仕事と生活の調和など男女共同参画社会づくりを推進する事業所・団体）」に取り組む事業所の増加を目指します。 | 地域協働課 |
| 4 | 女性、高齢者、障がいのある方、外国人など多様な人材の活躍の場の確保や、副業、複業などの多彩な働き方など流動的な労働環境の構築を図ります。[第5次熱海市総合計画] | 観光経済課 |
| 5 | 児童生徒が職場見学や職場体験、インターンシップなどを通じて、男女共同参画の考え方にかなう職業意識を育成します。[第3次静岡県男女共同参画基本計画] | 学校教育課 |

## 基本方針5 共に支え合う子育て・介護と生活の支援

＜現状と課題 ・ 今後の方向性＞

男女共同参画の推進には、女性の社会進出だけではなく、性別による役割意識の解消、特に男性の意識改革が不可欠です。

固定的な性別役割分担意識は時代とともに変わりつつあり、市民アンケートの結果においても、性別集計で差はほとんどありません。一方で、男女の平等感については、性別集計で差が見られ、男性の方が優遇されていると思う女性の割合が男性より高い結果となっています。

最近では、家事や育児を担う男性も増え「イクメン」という言葉も生まれました。しかし、男性が育児をすることへの特別視や違和感そして、「男性は仕事」という風潮も依然として強く、男性が家庭の仕事をするのは「手伝う」という意識や女性の要求水準に満たない不満など、認識のずれがあるようです。男性の家事・育児等への家庭生活への参画を促進するため、意識啓発等を通じ、男女共同参画への男性や周囲の理解を図る必要があります。

厚生労働省では、「男性が育児を手伝う」というイメージを払拭したい考えから、これまで男性の育児休業取得率を高めるために進めてきた「イクメンプロジェクト」を「共育プロジェクト」に刷新し、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立し、「共に育てる」に取り組める社会を目指しています。

家事・育児・介護等の家庭での働きの価値を高め、女性が家事育児もこなし男性と同じように働くのではなく、男性も女性も家庭を大切にし、責任を分かち合う環境づくりを進めます。

＜主な施策＞

| No. | 内容 | 関係課 |
|---|---|---|
| 1 | 男女が家族の一員として共に安心して子育てができるように、各種検診や家庭教育支援、子育て情報の提供等を通して、家庭の教育力、養育力の向上に努めます。[第3次静岡県男女共同参画基本計画] | 健康づくり課 |
| 2 | 事業所等による検診や訪問指導、健康相談会、講演会等により、産後うつや介護うつを含めたうつ病のスクリーニングを促進し、広くうつ病の早期発見に努め、適切な医療につなげます。[第3次静岡県男女共同参画基本計画] | 健康づくり課 |
| 3 | 子育てしやすい職場環境づくりに取り組む企業の発掘・表彰やイクボスの養成等により、性別に関わりなく誰もが仕事と家庭生活（子育て・介護など）のバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、働きやすい職場環境の整備を促進します。[第3次静岡県男女共同参画基本計画] | 観光経済課 |
| 4 | 家庭教育講座など、保護者の学びの機会を通して、固定的な性別役割分担意識に基づく子育てについての考え方や慣行が是正されるよう、意識改革を働きかけていきます。 | 生涯学習課 |
| 5 | 子育てにかかる精神的な負担を軽減するため、民生・児童委員や地域子育て支援拠点事業など、地域におけるきめ細かな相談・支援体制の充実を図ります。 | 社会福祉課 |
| 6 | 多様な保育サービスの提供、子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの充実、子育て支援のネットワークづくり等、子ども・子育て支援事業計画に基づく関係施策を推進します。 | 社会福祉課 |
| 7 | 介護について、地域包括支援センターの機能強化などにより、身近で安心して相談のできる体制を充実します。[第3次静岡県男女共同参画基本計画] | 長寿介護課 |

# 基本目標3 誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会の実現

## 基本方針6 多様性を尊重する環境の整備

＜現状と課題 ・ 今後の方向性＞

性的指向や性自認の多様性については、報道や地方自治体による、パートナーシップ制度や、ファミリーシップ制度の導入などにより、可視化され広く知られるようになってきています。日本では、同性カップルの婚姻、または婚姻と同等のパートナー関係が法的に認められていないため、家族として扱われず病院に入院しているパートナーの面会を断られたり、不動産の賃貸契約を断られたりといった問題を始め、子育て、遺産相続などの老後の問題など、様々な困難に直面しています。

性の多様な在り方に対する無理解によって偏見や差別が生まれ、学校や職場、地域など生活の様々な場面で、生きづらさを感じて苦しんでいる方がいます。人権尊重の観点からも、性の多様性についての市民への理解促進を図るとともに、困難を抱える方を支援する取組を推進する必要があります。

障がいのある方や外国人など、生活する上で少数者とされる方は、悩みや困り事があっても声を上げづらい状況にあります。周りに当事者がいないのではなく、認識できていないだけかもしれません。当事者が声を上げるのを待つのではなく、当事者がいることを前提として考え、全ての方が自分にあった生き方を選択し、生涯にわたって充実した人生が可能となるよう生活上の様々な場面における環境の整備に努めます。

## 性をつくる　４つの要素

私たちの性は、男と女の２つに分けて考えられがちですが、実際は言葉では線引きができないほど多様で、一人一人、違っています。

● **生物学的な性（体の性）** 生まれた時に割り当てられた性

● **性自認（心の性）** 自分が認識している性

● **性表現（表現する性）** 服装や言葉遣いなどで表現する性

● **性的指向（好きになる性）** 好きになる相手の性

＜主な施策＞

| No. | 内容 | 関係課 |
|---|---|---|
| 1 | 性的指向・性自認の多様性について理解を促進し、パートナーシップ制度の導入など静岡県や民間企業との連携により、偏見や差別による教育や民間サービス等の不利益がないよう柔軟な運用を働きかけます。 | 地域協働課 |
| 2 | 障がいのある方の自立や多様な社会参加の促進が図れるよう、手話通訳・点字等の配慮や障がいに対する市民の理解を深める広報活動等の推進に取り組みます。 | 社会福祉課 |
| 3 | 外国人との言葉の壁による隔たりを無くすため、SNS等を活用した「やさしい日本語」による情報発信を行うとともに、地域住民の対話による交流を推進します。 | 地域協働課 |
| 4 | 性別を問わず、高齢者や障がいのある方、妊婦や子ども連れの方など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを基調とした公共施設の提供に努めます。 | 総務課<br>まちづくり課 |
| 5 | 社会の在り方として、図書館などのあらゆる世代が自由に学べる場で「知る・学ぶ」環境の提供に努めます。 | 図書館 |
| 6 | 地域サロンは主に高齢者の居場所として整備されていますが、地域で問題を抱える方の孤立を防ぐ為に、世代や属性を限定しない地域での居場所づくりなどを支援します。 | 長寿介護課 |

## 基本方針7　心と体の健康保持の推進

＜現状と課題 ・ 今後の方向性＞

市民一人一人が生涯にわたって自立した生活を送るには、男女が互いの身体的違いを理解し、心身共に健康に過ごせる日常の確保が必要です。ライフステージごとに現れる心身の不調などその都度課題に応じた健康管理や生きがいづくりに主体的に取り組むことが大切です。

男女共に、適切に自己管理ができるように、健康教育や各種健診、相談体制の充実など、総合的な健康づくりを支援していきます。

DVについては、「身体的暴力」は暴力と思う方が多いのに比べ、身体的暴力以外の「性的暴力」、「精神的暴力」、「経済的暴力」等はそれらが暴力であるという認識が薄く、認知されにくい傾向にあります。

また、被害者の多くは女性であり、DV、性犯罪、売春、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントに加え、SNS等の新たなコミュニケーションツールの普及に伴い暴力行為も多様化しています。家族や交際相手からの暴力は、自分が被害者であると気が付かないまま受け入れてしまうことや、加害者への恐怖心から、誰にも相談できずに表面化していない被害も想定されます。

加えて、性的指向及び性自認に関するハラスメント等が社会問題となっているため、性の多様性について、市民への理解促進を図るとともに、困難を抱える方を支援する取組を推進します。

＜主な施策＞

| No. | 内容 | 関係課 |
|---|---|---|
| 1 | 子どもが健全に育つよう、子どもに対する暴力・虐待を根絶するための予防・啓発や、暴力を伴わない人間関係の構築のための教育・学習を充実します。 | 社会福祉課 |
| 2 | 性別による差別的取扱いや人権侵害について、必要に応じて関係機関や弁護士等とも連携を取りながら、相談者からの申出に対し適切かつ迅速な対応に努めます。 | 地域協働課 |
| 3 | 暴力の実態を把握し、各種窓口において相談が受けられる体制整備と周知徹底を行い、被害者の適切な保護や再発防止に努めます。 | 社会福祉課 |
| 4 | ハラスメントは人権を侵害するものであることから、あらゆるハラスメント防止のため、関係機関と連携し、情報提供や意識啓発を図ります。 | 地域協働課 |
| 5 | 児童虐待やDV等の被害防止及び被害者保護のため、地域社会や関係機関と連携し、早期発見と早期対応等の適切な支援に努めます。 | 社会福祉課 |
| 6 | 専門の女性相談員を配置し、DV等被害者への相談体制を整えるとともに、関係機関と連携し、適切な支援を図ります。 | 社会福祉課 |
| 7 | 性犯罪や性暴力について正しく理解し、「加害者」、「被害者」、「傍観者」にならないための教育を発達段階に応じて推進します。 | 学校教育課 |
| 8 | リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識を浸透させ、女性が安心して健康を保つ方法を選択し、将来の人生設計を選択できるよう、正しい知識と情報の普及に努めます。 | 健康づくり課 |
| 9 | 妊娠や出産に伴う心身の変化やこれからの子育てに関する不安や相談に応じられるよう妊産婦健康相談の体制の充実や妊婦教室・両親学級での妊娠・出産に関する知識や情報の提供を行います。 | 健康づくり課 |
| 10 | 特定健診の受診率の低い被扶養者等への対策として、健診の受診体制を整備し、健診の周知、啓発を行い生活習慣病の予防、早期発見を促進します。 | 健康づくり課 |
| 11 | 女性特有のがん（子宮がん等）や骨粗しょう症などライフステージに伴って女性が直面する課題に応じて、適切な健康管理ができるよう、民間団体と連携しながら、健康教育、相談体制等を充実し、女性の生涯にわたる健康づくりを支援します。 | 健康づくり課 |

| | | |
|---|---|---|
| 12 | 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診券を交付し、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減により、安心・安全な妊娠・出産につなげるとともに、ハイリスク妊婦には継続した健康支援を行います。 | 健康づくり課 |

# 第5章　推進体制の整備、強化

## 1　男女共同、多様性社会についての意識、実態調査

男女共同参画社会の実現に向け、その施策を総合的かつ円滑に推進するため、「熱海市男女共同参画推進会議」を設置します。会議は地域や職業等を考慮し、市長が委嘱した15人以内の委員で組織されます。

男女共同参画の推進に当たっては、市内経済団体、企業、民生委員・児童委員や人権擁護委員、地域団体等、様々な主体との連携を強化し、若年層の考えなど幅広い意見を反映し取り組んでまいります。

男女共同参画やダイバーシティに関する政策は短期間で成果に結びつくものではなく、長期的な取り組みとなる場合が多く、評価の難しさがあります。施策等のレベルにおいて効果を定量化するのが難しい領域でもあります。

計画策定時の参考資料や策定した施策の評価基準として、市民や市職員に対し、男女平等や多様性社会の推進に関する意識調査や実態調査を実施します。

男女共同参画の施策に関しては、市民アンケートや各部署が独自に実施する調査を活用し、様々な場面において男女が置かれている状況を調査するため、同じ調査基準を使用することで比較検討ができる統計、政策の分析ツールの整備を図り、定量的・定性的な男女共同参画の進捗状況の見える化に努めます。

## 2 指標

| No. | 指標 | 初版<br>（令和4年度） | 第2版<br>（令和7年度） | 目標値<br>（令和14年度） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 性別による役割分担を固定的に考えることにとらわれない男性の比率 | 31.7% | 19.6% | 65% |
| 2 | 女性がいない審議会の数 | 18 | 18 | 0 |
| 3 | 市の審議会等委員に占める女性比率 | 20.4% | 26.8% | 35% |
| 4 | 市職員管理職における女性比率 | 10% | 12.8% | 10%以上 |
| 5 | 市職員男性の育児休業取得率 | 0.0% | 14.3% | 10%以上 |
| 6 | 町内会役員（会長・副会長）の女性比率 | 8.1% | 12.4% | 12.5% |
| 7 | 社会全体の男女の平等感において男女が平等になっていると感じる方の比率 | 21.7% | 24.0% | 45% |
| 8 | 性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されていると思う比率 | 6.9% | 7.2% | 15% |
| 9 | 静岡県の「男女共同参画社会づくり宣言」に取り組む事業所・団体数 | 7社 | 7社 | 10社 |

# 第6章 参考資料

## 1 第2次熱海市男女共同参画推進計画の策定経過

| No. | 年月日 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 令和4年8月1日<br>～15日 | 男女共同参画社会に関する市民アンケート調査の実施 |
| 2 | 令和4年9月12日<br>～20日 | 庁内各部署へ男女共同参画推進計画（案）に対する意見照会の実施 |
| 3 | 令和4年9月22日 | 熱海市男女共同参画推進会議（第9期）委嘱状交付式・第1回会議（諮問）の開催 |
| 4 | 令和4年10月31日 | 熱海市男女共同参画推進会議（第9期）第2回会議の開催 |
| 5 | 令和4年12月8日 | 熱海市男女共同参画推進会議（第9期）第3回会議の開催 |
| 6 | 令和4年12月23日<br>～令和5年1月22日 | パブリックコメントの実施 |
| 7 | 令和5年2月14日 | 熱海市男女共同参画推進会議（第9期）第4回会議（答申）の開催 |
| 8 | 令和5年3月 | 第2次熱海市男女共同参画推進計画の決定 |
| 9 | 令和7年3月19日 | 熱海市男女共同参画推進会議（第10期）第2回会議の開催<br>第2次熱海市男女共同参画推進計画の指標について時代に合わせた表現に見直すことを決定 |
| 10 | 令和7年12月22日 | 熱海市男女共同参画推進会議（第10期）第3回会議の開催<br>第2次熱海市男女共同参画推進計画第2版の説明 |
| 11 | 令和8年3月 | 第2次熱海市男女共同参画推進計画第2版の決定 |

## 2 熱海市男女共同参画推進会議委員

(1) 第9期　任期　令和4年9月22日～令和6年9月21日

| No. | 職名 | 氏名 | 所属 |
|---|---|---|---|
| 1 | 会長 | 瀧野　慶子 | 熱海女性連絡会 |
| 2 | 副会長 | 石黒　一巳 | 熱海地区人権擁護委員協議会 |
| 3 | 委員 | 石井　裕隆 | 熱海商工会議所 |
| 4 | 委員 | 井戸　真弓 | 熱海市観光協会 |
| 5 | 委員 | 樫村　輝美 | 熱海市民生委員児童委員協議会 |
| 6 | 委員 | 金井　達美 | 株式会社エフエム熱海湯河原 |
| 7 | 委員 | 久保田　昌孝 | 熱海温泉ホテル旅館協同組合 |
| 8 | 委員 | 小林　めぐみ | HUBIic合同会社 |
| 9 | 委員 | 高里　百合江 | 青木建設株式会社 |
| 10 | 委員 | 堀井　好美 | 熱海市福祉事務所 |

(2) 第10期　任期　令和6年10月2日～令和8年10月1日

| No. | 職名 | 氏名 | 所属 |
|---|---|---|---|
| 1 | 会長 | 井戸　真弓 | 熱海市観光協会 |
| 2 | 副会長 | 石井　裕隆 | 熱海商工会議所 |
| 3 | 委員 | 相川　明美 | 熱海地域活動連絡会 |
| 4 | 委員 | 樫村　輝美 | 熱海市民生委員児童委員協議会 |
| 5 | 委員 | 久保田　昌孝 | 熱海温泉ホテル旅館協同組合 |
| 6 | 委員 | 小林　めぐみ | HUBIic合同会社 |
| 7 | 委員 | 塩谷　和紀 | 株式会社スルガケアサービス熱海事業所 |
| 8 | 委員 | 高里　百合江 | 青木建設株式会社 |
| 9 | 委員 | 長沢　寛治 | 熱海地区人権擁護委員協議会 |
| 10 | 委員 | 堀井　好美 | 熱海市福祉事務所 |

## 3 熱海市男女共同参画推進会議諮問書

熱市協第２６３号
令和４年９月２２日

熱海市男女共同参画推進会議　会長　様

熱海市長　齊　藤　　栄

第２次熱海市男女共同参画推進計画の策定について（諮問）

熱海市男女共同参画推進条例第１１条の規定に基づく、熱海市男女共同参画推進計画の計画期間が満了したことから、同条第３項の規定に基づき、第２次熱海市男女共同参画推進計画の策定について貴会議の意見を求めます。

## 4 熱海市男女共同参画推進会議答申書

令和５年２月１４日

熱海市長　齊　藤　　栄　様

熱海市男女共同参画推進会議
会長　瀧野　慶子

第２次熱海市男女共同参画推進計画の策定について（答申）

令和４年９月２２日付け熱市協第２６３号にて諮問のありました第２次熱海市男女共同参画推進計画の策定につきまして次のとおり答申いたします。

本会議により慎重に審議した結果、計画案の内容は妥当なものと認められます。

なお、下記の事項に十分配慮されながら、本計画を着実に推進されることを期待いたします。

記

１　男女が様々な分野に共に参画し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮し、チャレンジや活躍ができ、それらが認められる男女共同参画社会の実現に向けて、庁内各部署が一体となり、各施策を推進されたい。

２　男女共同参画による災害対応として、災害発生時は勿論のこと、事前の備えの段階から女性が参画し、女性の視点を念頭に置いた計画策定や訓練に取り組み、被害全体の影響の縮小に努められたい。

３　定期的な本計画の進捗管理と内容の検証に取り組まれたい。特に、計画に盛り込まれている「ワーク・ライフ・バランス」の推進については、新しい働き方・生き方として、「ワーク・ライフ・ブレンド」や「ワーク・ライフ・インテグレーション」といった「ワーク」と「ライフ」を融合させる新たな概念も発生していることから、今後の社会情勢などに注視し、状況に合わせた対応を取られたい。

## 5 男女共同参画社会基本法

（平成11年6月23日）

（法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条―第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条―第28条）

附則（略）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男

女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2）　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条　国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第18条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2　　地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第18条の2　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第18条の3　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第19条　国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第20条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第3章　男女共同参画会議

（設置）

第21条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

1　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

2　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

3　前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

4　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条　会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（2） 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　　前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3　　第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4　　第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条　前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　　前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

（以下略）

## 6 静岡県男女共同参画推進条例

（平成13年7月24日）

（条例第46号）

目次

前文

第1章　総則（第1条―第5条）

第2章　男女共同参画の推進に関する総合的対策（第6条―第13条）

第3章　静岡県男女共同参画会議（第14条―第16条）

附則（略）

男女の人権が性別にかかわりなく尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。

静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根強く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。

このため、私たちは、互いにその個人としての尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県、市町及び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く推進することを決意して、この条例を制定する。

### 第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2　　この条例において「積極的格差改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（県の責務）

第3条　県は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　　県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　　県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民の責務）

第4条　県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2　　県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を根絶するよう努めなければならない。

3　　県民は、情報を公表するに当たっては、性別による差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現を用いないことを旨としなければならない。

（民間の団体の責務）

第5条　民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

（1）　当該団体における方針の決定過程に男女が共同して参画する機会を確保すること（積極的格差改善措置を含む。）。

（2） 当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策

（基本的施策）

第6条 県は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

（1） 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。

（2） 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。

（3） 県及び市町における政策の決定過程並びに民間の団体における方針の決定過程への女性の参画の拡大を促進すること。

（4） 家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。

（5） 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との両立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。

（6） 男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう支援すること。

（7） 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。

（8） 産む性としての女性が、自ら健康の保持及び増進を図ることができるよう支援すること。

（9） その他男女共同参画を推進するために必要な施策

（基本計画の策定）

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2） 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値

（3） 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3　　知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。

4　　知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5　　前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第8条　知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

（広報活動）

第9条　知事は、男女共同参画に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

（男女共同参画の日）

第10条　県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2　　男女共同参画の日は、7月30日とする。

3　　知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（苦情又は相談の申出の処理）

第11条　知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相談の申出に対して、関係機関と協力して適切な処理を行うものとする。

2　　知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

（民間の団体の協力）

第12条　知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

（調査研究）

第13条　知事は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

第3章 静岡県男女共同参画会議

（設置及び所掌事務）

第14条 県に、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

（1） 基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。

（2） 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。

（3） 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第11条第1項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

（組織及び委員）

第15条 参画会議は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委任）

第16条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

（以下略）

## 7 熱海市男女共同参画推進条例

（平成14年12月24日）

（条例第29号）

目次

前文

第1章　総則（第1条―第10条）

第2章　男女共同参画社会づくりの推進に関する基本施策（第11条―第14条）

第3章　熱海市男女共同参画推進会議（第15条―第21条）

第4章　雑則（第22条）

附則（略）

本市は、温暖な気候、緑の山々や青い海に囲まれたやわらかな自然環境と豊かな温泉に恵まれ、交通の利便性により、多くの観光客を迎え、古くから観光を基幹産業として発展して来た。

しかし、現在、少子高齢化の進展や社会情勢の急速な変化による人々の生き方の多様化等に伴い、観光都市としての新しい社会の構築が大きな課題となっている。

このような状況の中で、本市が、今後の21世紀を力強く歩み続けるためには、男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、あらゆる分野に対等に参画し、共に協力し、互いに支え合い、一人一人が自己の存在感をもって、のびやかに暮らせる社会づくりを創造していくため、本条例を制定する。

### 第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、男女共同参画社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画社会 男女が、性別にかかわりなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における社会活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のことをいう。

（2） 市民 市内に居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。

（3） 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。

（4） 積極的改善措置 自らの意思によって、社会のあらゆる分野における社会活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（5） セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害する行為又はその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会づくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1） 男女の人権の尊重 社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個々に能力を大いに発揮する機会が確保されるとともに、その他の男女の人権が尊重されなければならない。

（2） 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会におけるあらゆる活動の選択を阻害する要因とならないよう配慮されなければならない。

（3） 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市、事業者その他団体における政策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されなければならない。

（4） 家庭生活における活動と他の活動の両立支援 男女がお互いに協力し、責任もともに担い、育児、介護、その他の家庭生活における活動と職業生活それ以外の活動に対等に参画し、これらの両立が円滑になされるよう配慮されなければならない。

（5） 国際社会との協調 男女共同参画社会づくりの推進は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを理解し、協調して行わなければならない。

（市の責務）

第4条　市は、男女共同参画社会づくりの推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するとともに、その他の施策について、男女共同参画の視点に立って実施しなければならない。

2　　市は、市民及び事業者と協働して、男女共同参画社会づくりに関する施策を実施し、民間団体及び関係機関等と連携して、施策の推進を図るとともに、情報を提供しなければならない。

3　　市は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画社会づくりを促進するよう努めなければならない。

4　　市は、男女共同参画社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置等を講じるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条　市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会づくりを推進するよう努めなければならない。

2　　市民は、市が実施する男女共同参画社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画社会づくりの推進に努めるとともに、就労者の職業生活と家庭生活における活動の両立を支援するよう努めなければならない。

2　　事業者は、市が実施する男女共同参画社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育の場における男女共同参画の推進）

第7条　学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の実現に向け、基本理念に基づき、男女が共に性別にとらわれることなく、一人一人の能力や個性及び人権を尊重する教育を行うよう努めなければならない。

（観光及び文化における男女共同参画の推進）

第8条　市民等は、男女共同参画の視点に立ち、市を訪れる人々とのふれあいと、もてなしの心を大切にするとともに、一人一人があらゆる文化を自由に享受でき、心の豊かさや自己を高めていくことができるよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第9条　人は、誰であっても、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2　　人は、誰であっても、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントによる人権侵害を行ってはならない。

3　　人は、誰であっても、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

（市民等に表示する情報に関する留意）

第10条　市民等に表示する情報を発信しようとする者は、性別による固定的な役割分担や男女間の暴力行為を連想させ、また助長させる表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章　男女共同参画社会づくりの推進に関する基本施策

（基本計画）

第11条　市長は、男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本計画を策定する。

2　　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ計画的に講ずべき男女共同参画社会づくりに関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会づくりに関する施策を推進するために必要な事項

3　　市長は、基本計画を策定するに当たっては、第15条に規定する熱海市男女共同参画推進会議の意見を聴くものとする。

4　　市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5　　市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図り、見直しに当たっては、前2項を準用するものとする。

（調査研究）

第12条　市は、男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査研究を行い、推進施策に反映するものとする。

（普及啓発）

第13条　市は、市民及び事業者の男女共同参画社会づくりについて、理解を促進するために必要な広報活動等を行うよう努めるものとする。

（苦情又は相談への対応）

第14条　市は、男女共同参画社会づくりの推進を阻害する問題についての苦情又は相談を受けたときは、関係機関と連携を図りながら適切に対応するよう努めるものとする。

## 第3章　熱海市男女共同参画推進会議

（設置）

第15条　男女共同参画社会の実現に向け、その施策を総合的かつ円滑に推進するため、熱海市男女共同参画推進会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第16条　会議は、第11条に規定する基本計画の策定に関して意見を述べるほか、男女共同参画社会づくりの推進に関する必要な事項について協議する。

2　　前項の協議した事項については、市長に提言することができる。

（組織）

第17条　会議は、委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

（委員）

第18条　委員は、年齢、性別、地域、職業等を考慮し、市長が委嘱するものとする。

2　　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第19条　会議に会長及び副会長を置く。

2　　会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3　　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4　　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第20条　会議は、必要に応じて会長が招集する。

2　　会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第21条　会議の庶務は、男女共同参画社会づくりの推進担当課において処理する。

第4章　雑則

（委任）

第22条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（以下略）

## 8 用語解説

| 用語 | 意味 |
|---|---|
| 熱海市チャレンジ応援センター | 地域産業を担う事業者の経営・創業などの事業者相談（商品開発・販路開拓など）に応えていくとともに、希望に合わせて事業者のもとを訪問・視察し支援を行うプッシュ型支援を提供します。市内外の支援機関と連携しながら、地域経済全体の生産性の向上を目指すセンターです。 |
| アンコンシャス・バイアス | 「無意識の思い込みや偏見」と訳され、自分の経験や育った環境により、自分でも気づかないうちに持つようになった、「この人は〇〇だからこうだろう」「ふつう〇〇だからこうだろう」というような物事の見方や考え方のゆがみ・偏りのことを指します。 |
| イクボス | 部下のワーク・ライフ・バランスを考え、キャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ上司（経営者・管理職）のこと。 |
| LGBT（Q） | レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を並べた言葉です。セクシュアル・マイノリティの総称として使われることがありますが、この4つに限られるものではなく、実際には多様な性のあり方の一部にすぎません。<br>また、同じくセクシュアル・マイノリティの総称として、LGBTQ、LGBTQ+、LGBTsなどと呼ばれることもあります。<br>L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）<br>G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）<br>B：両性愛者（Bisexual：バイセクシュアル）<br>T：こころの性とからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）<br>Q：Questioning：クエスチョニングまたはQueer：クイアの頭文字。クエスチョニングは、性的指向や性自認を決められない、分からない、決めないなどの人で、クイアは、セクシュアル・マイノリティの総称の一つ。 |
| 固定的な性別役割分担意識 | 「男は仕事、女は家事・育児」「男は主役、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識をいいます。 |

| | |
|---|---|
| ジェンダー | 生まれついての生物学的性別ではなく、社会通念や慣習の中にある社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別をジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）と呼びます。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。 |
| 女性に対する暴力をなくす運動 | 女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成12年度（2000年度）から実施。11月25日（国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」を最終日とする2週間。 |
| 性自認 | 自分の性別を自分でどう思うか、自分が認識している性別のこと。生物学的な性と性自認が一致している人、一致しない人など様々。 |
| 性的指向 | どの性別の人を好きになるか、恋愛や性愛がどの性別に向いているか、ということ。<br>異性愛、同性愛、両性愛、無性愛など様々。 |
| セクシュアル・ハラスメント | 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活や環境を害すること。 |
| ダイバーシティ | 「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。 |
| 男女共同参画 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うことをいう。（参画とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に関わること。） |
| 男女共同参画週間 | 男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度（2001年度）から設けられた週間で、6月23日から6月29日までの1週間をいう。 |
| 男女共同参画の日 | 明治9年（1876年）7月30日、浜松県榛原郡横岡村（現在の島田市）において女性が浜松県公選民会の投票を実施。これは我が国で女性が選挙をした最初で、このことにちなみ、静岡県では7月30日を「男女共同参画の日」とした。 |

| | |
|---|---|
| 地域包括支援センター | 地域の高齢者の心と身体の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助を包括的に行う中核機関として、市町村が設置する。介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントを担う。 |
| テレワーク | ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。<br>テレワークは、働く場所で分けると、自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務等がある。 |
| DV（ドメスティック・バイオレンス） | 配偶者・パートナーからの身体的・性的・精神的・経済的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれます。 |
| ハラスメント | 他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。 |
| パートナーシップ制度 | 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約束した、性的マイノリティなどの2人が、互いのパートナーであることを誓う制度。 |
| ファミリー・サポート・センター | 仕事と育児の両立を支援するため、育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できる協力会員の双方を募り、有償で助け合う会員組織。 |
| マタニティ・ハラスメント | 働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受けるいじめ、嫌がらせのこと。解雇や雇い止めといった不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含む。 |
| ユニバーサルデザイン | すべての人のためのデザイン。年齢、性別、身体、国籍などの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいまちづくりやものづくり、環境づくりを進める考え方。また、人が相手の立場にたって思いやりのある行動をとることを「心のユニバーサルデザイン」という。 |

| | |
|---|---|
| リプロダクティブ・ヘルス／ライツ | リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）、エジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。<br>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。<br>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされています。 |
| 労働力率 | 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合 |
| ワーク・ライフ・インテグレーション<br>ワーク・ライフ・ブレンド | 仕事もプライベートも人生の一部であると定義し、両方を「ブレンド（混合）」「インテグレーション（統合）」することで、人生が豊かになるという考え方 |
| ワーク・ライフ・バランス | 「仕事と生活の調和」と訳される。国の政労使トップで合意された「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、「仕事と生活の調和が実現した社会」を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。 |

# 第２次熱海市男女共同参画推進計画

発行日　令和５年３月　初版
令和８年３月　第２版

発　行　熱海市　市民生活部　地域協働課
〒４１３－８５５０　静岡県熱海市中央町１番１号
電話　０５５７（８６）６１９３
https://www.city.atami.lg.jp

熱 海 市